

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条―第6条）

### 第2章 文化振興施策

#### 第1節 石川の優れた文化の継承及び発展（第7条―第15条）

#### 第2節 文化に親しむ環境づくり（第16条―第21条）

#### 第3節 文化による地域づくり（第22条―第24条）

#### 第4節 文化の交流及び発信（第25条―第27条）

#### 第5節 文化を支える仕組みづくり（第28条―第30条）

### 第3章 いしかわ文化の日（第31条―第35条）

### 第4章 文化振興基本方針（第36条）

### 附則

文化は豊かな人間性を育み、人と人との心のつながりやお互いを理解し尊重し合う社会の基盤となる。文化は人の心の糧であり、豊かな文化と共に生きることは、人の変わらぬ願いである。

石川県は、三方を日本海に囲まれた能登と霊峰白山を仰ぐ加賀という、二つの特色ある地域から成り立っており、私たちの先人たちは、太古の縄文文化の時代から、古代における朝鮮半島や渤海国との交流、中世の一向一揆、近世の加賀百万石の武家文化と、それぞれの時代ごとに、四季折々に美しく豊かな自然風土と深く関わり合いながら、色鮮やかな文化の華を咲かせてきた。

真脇の縄文土器にはじまる工芸の流れは、中世に珠洲焼を生み、近世には加賀藩の文化奨励政策により九谷焼や加賀蒔絵などの絢爛たる諸工芸が育成され、現在の工芸王国石川へと受け継がれる一方で、能楽や邦楽、茶道や華道に代表される優れた伝統芸能や生活文化を培ってきた。また、学術の分野においても、明治期以降、日本を代表する学者や文学者を輩出し、この高い精神性が、今の学都石川の礎となっている。さらに、県内の各地域に目を転ずれば、世界に高く評価された里山里海や、豊かな食文化など、人の営みとともに形づくられた個性ある多様な文化が溢れている。このような伝統的な文化の系譜を連ねる一方で、オーケストラ・アンサンブル金沢をはじめとした新たな文化の創造や、金沢城公園の史実に沿った復元整備も進められるなど、文化の厚みを増してきた。

こうした中で、北陸新幹線の金沢までの開業は、本県の歴史、文化、自然の見事な融合と、多彩で質の高い文化の魅力を広く国内外に発信するとともに、文化の交流を一層盛んにし、ひいては人口減少、少子高齢化の課題に直面する地域の活力を高める転機である。今こそ私たちは、県を挙げて、文化の裾野を拡げ、その強固な土台を支えに、石川の優れた文化の更なる高みを目指し、邁進しなければならない。

この条例を、石川の文化の更なる振興に向けた道しるべとして、県民、文化団体、行政が認識を共有し、取り組んでいく意義は大きい。

「文化（カルチャー）」とは、「耕す」ことであり、私たちは絶えず文化の土壌を豊かにし、新たな地平を切り拓く努力を怠ってはならない。

ここに、私たちは、県民一人一人が石川の文化に誇りを持ち、永い歴史に育まれた文化に更に磨きをかけ、これを県民共通の財産として次の世代へ継承するとともに、新たな文化の創造の歩みを止めることなく、国際的にも評価される個性と魅力に溢れる文化の創造と発展を目指すことを決意し、この条例を制定する。

平成27年3月23日  
石川県条例第8号

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、並びに県及び市町の責務並びに県民、文化活動を行う団体（以下「文化団体」という。）その他の文化の振興を担う多様な主体の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項等を定めることにより、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある県民生活及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第2条 文化の振興に当たっては、県民一人一人が文化の担い手であるとの認識の下に、その自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民が等しく文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化の振興に当たっては、文化が県民の豊かな心を涵養し、地域の活力を高める重要な社会的財産であるとの認識の下に、文化活動が活発に行われるような環境の醸成を旨として、石川の文化の裾野の拡大を図るとともに、更なる高みを目指すよう努めなければならない。

4 文化の振興に当たっては、豊かな自然、歴史及び風土に培われてきた石川の優れた文化が、県民共通の財産として育まれるとともに、将来にわたり引き継がれ、発展するよう配慮されなければならない。

5 文化の振興に当たっては、地域の住民が誇りと愛着を持ち、守り育ててきた地域固有の多様な文化が尊重されるとともに、その活用を通じて地域の活性化が図られるよう配慮されなければならない。

6 文化の振興に当たっては、石川の文化の魅力が国内外に広まるよう、文化に関する情報の発信及び文化を通じた交流が積極的に推進されなければならない。

7 文化の振興に当たっては、県民、文化団体、大学等の高等教育機関、市町及び県がそれぞれの責務又は役割を担うとともに、相互に連携し、及び協働するよう努めなければならない。

### （県の責務）

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化振興施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、文化振興施策の策定及び実施に当たっては、広く県民の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 県は、文化振興施策の推進に当たっては、市町との連携を図るとともに、市町がその地域の特性に応じた文化振興施策を策定し、及び実施するため、必要な助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

4 県は、国及び他の都道府県との連携及び協力により、文化振興施策の効果的な推進に努めるものとする。

### （市町の責務）

第4条 市町は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた文化振興施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

### （県民及び文化団体の役割）

第5条 県民及び文化団体は、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化を振興する役割を担うものとする。

### （大学等の高等教育機関の役割）

第6条 大学等の高等教育機関は、文化に関する調査研究の充実を図るとともに、その有する専門知識、設備等を活用した文化活動への支援及び人材の育成等を通じて、文化を振興する役割を担うものとする。

## 第2章 文化振興施策

### 第1節 石川の優れた文化の継承及び発展

(芸術の振興)

第7条 県は、文学、音楽、美術、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第8条 県は、先人から受け継がれてきた能楽、邦楽、日本舞踊その他の伝統芸能の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(伝統工芸の継承及び発展)

第9条 県は、先人から受け継がれてきた輪島塗、山中漆器、加賀友禅、九谷焼その他の伝統工芸の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承及び発展)

第10条 県は、豊かな自然に育まれた食材、地酒、味噌及び醤油等の発酵食品、これらの調理法、器としての伝統工芸品など、歴史と伝統に裏付けられた食文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化等の振興)

第11条 県は、茶道、華道、書道その他の生活文化、講談、落語、歌唱その他の芸能及び囲碁、将棋その他の国民的娯楽の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第12条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化の担い手の育成)

第13条 県は、伝統文化（伝統芸能、伝統工芸その他の伝統的な文化をいう。）を継承する者、文化に関する創造的活動を行う者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者その他の文化の担い手を育成するため、必要な施策を講ずるものとする。

(子どもによる文化の継承)

第14条 県は、石川の将来を担う子どもが、次代の文化の担い手として、石川の優れた文化を継承するため、必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第15条 県は、文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

### 第2節 文化に親しむ環境づくり

(県民の文化意識の向上)

第16条 県は、県民の文化に対する関心及び理解を深め、文化に対する意識の向上を図るため、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民が文化に親しむ機会の充実)

第17条 県は、広く県民が文化を鑑賞し、参加し、創造すること等を通じて、文化に親しむ機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(子どもが文化に触れる機会の充実)

第18条 県は、子どもが文化に触れる機会の充実を図るため、子どもを対象とした文化に関する公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化活動の充実)

第19条 県は、学校教育における文化活動の充実を図るため、体験学習等の文化に関する教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第20条 県は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化施設等の充実及び活用の促進)

第21条 県は、美術館、博物館、音楽堂その他の文化施設をはじめとする県民が文化に親しむ場の充実を図るとともに、その活用の促進に努めるものとする。

### 第3節 文化による地域づくり

(ふるさと文化の継承及び発展)

第22条 県は、地域の歴史と風土の中で、人の営みとともに形成されてきた歴史的又は文化的な景観、海女文化、年中行事、祭り、方言その他の地域固有の文化（以下「ふるさと文化」という。）の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(ふるさと文化の活用による地域の活性化)

第23条 県は、ふるさと文化が、県民の地域への誇りや愛着を育み、地域社会の基盤形成に大きな役割を果たすことに鑑み、これを生かした取組による地域の活性化が推進されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(文化による地域産業の振興)

第24条 県は、文化が地域産業の振興に資するよう、文化と地域産業との相互連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第4節 文化の交流及び発信

(文化に関する交流の促進)

第25条 県は、県民及び文化団体が文化活動を活発に行うとともに、県内外の人々との相互理解を深めることができるよう、文化に関する交流の促進に努めるものとする。

(文化に関する情報の収集及び発信)

第26条 県は、県民及び文化団体による文化活動を促進するため、文化に関する情報の収集及び発信に努めるものとする。

(文化の観光資源としての活用)

第27条 県は、国内及び海外からの観光旅客をはじめとする交流人口の拡大を図るため、石川の優れた文化が観光資源として活用されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

### 第5節 文化を支える仕組みづくり

(推進体制の整備)

第28条 県は、文化振興施策の総合的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(企業等による文化支援活動の促進)

第29条 県は、企業等が社会貢献の一環として行う文化活動を支援する活動を促進するため、普及啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第30条 県は、文化振興施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

### 第3章 いしかわ文化の日

(趣旨)

第31条 県は、第16条の規定により、県民の文化意識の向上を図るため、いしかわ文化の日及びいしかわ文化推進期間を設ける。

(いしかわ文化の日)

第32条 いしかわ文化の日は、10月の第3日曜日とする。

(いしかわ文化推進期間)

第33条 いしかわ文化推進期間は、いしかわ文化の日からその年の11月3日までの期間とする。

(事業等)

第34条 県は、いしかわ文化の日及びいしかわ文化推進期間についての普及啓発に努めるとともに、その期間において、第31条の規定の趣旨にふさわしい事業等を行うものとする。

(市町及び文化団体への協力)

第35条 県は、市町及び文化団体が、いしかわ文化の日及びいしかわ文化推進期間に合わせた取組を行おうとする場合には、必要な助言その他の協力をを行うものとする。

### 第4章 文化振興基本方針

第36条 県は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な方針（以下「文化振興基本方針」という。）を定めるものとする。

2 文化振興基本方針は、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

### 附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### 【いしかわ文化振興条例制定にあたりご意見を伺った方々】

池 辺	晋一郎	作曲家
市 島	桜 魚	漆芸家
太 田	昌 子	金沢美術工芸大学名誉教授
大 場	吉 美	金沢学院大学教授
蚊 谷	八 郎	石川県伝統産業振興協会会長
小 林	忠 雄	北陸大学教授
駒 井	邦 夫	伝統芸能演出家
嶋 崎	丞	県立美術館長
飛 田	秀 一	(一財)石川県芸術文化協会会長
福 光	松太郎	金沢経済同友会副代表幹事
藤 井	譲 治	県立歴史博物館長
水 野	一 郎	金沢工業大学教育支援機構顧問
山 岸	大 成	陶芸家

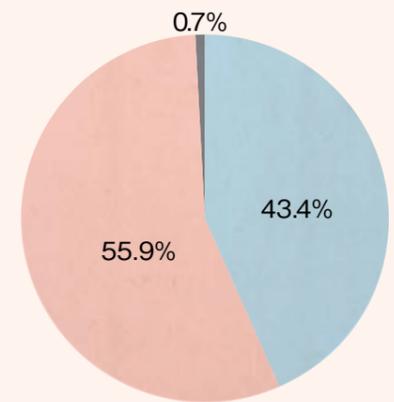
(敬称略、五十音順)

調査概要

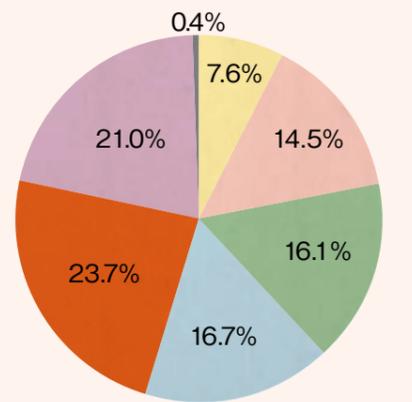
- I 調査の目的  
県民の「石川の文化」に関する認識や文化活動の現状を把握すること。
- II 調査方法
  - ・調査対象：県内に居住する満20歳以上の男女、2,500人
  - ・調査方法：郵送による配布、回収
  - ・調査時期：平成25年11月7日～11月20日
  - ・有効回収数：1,295人（回収率：51.8%）
- III 調査項目（22問）
  - 1 「石川の文化」に関する認識・イメージについて（3問）
  - 2 県民の文化活動の現状について（8問）
  - 3 文化情報の入手について（4問）
  - 4 文化施設の利用について（2問）
  - 5 石川らしい文化を継承・発展させるための連携・協働について（3問）
  - 6 その他（2問）

回答者の属性

性別



年齢

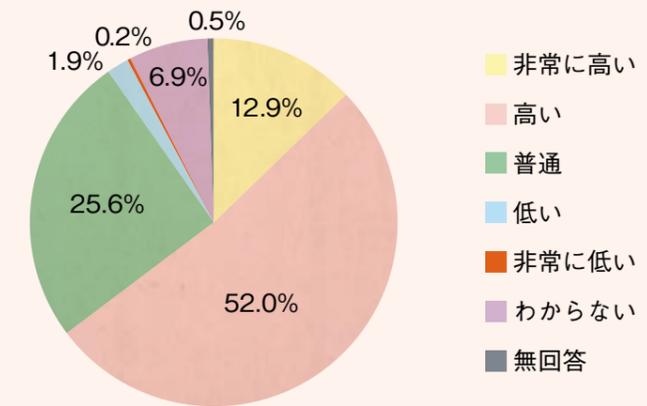


性別：男性 43.4%、女性 55.9%、無回答 0.7%  
 年齢：20～29歳 7.6%、30～39歳 14.5%、40～49歳 16.1%、50～59歳 16.7%、60～69歳 23.7%、70歳以上 21.0%、無回答 0.4%

問1

あなたは、他都道府県と比較し、石川県の文化水準についてどのように思いますか。次の中から1つ選んでください。

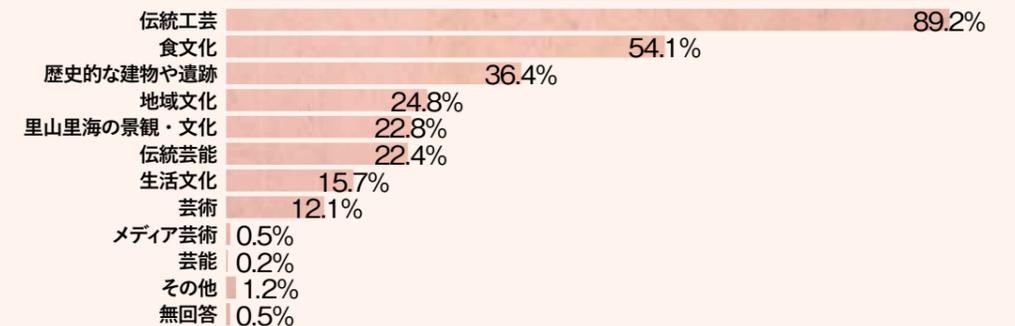
- 1. 非常に高い
- 2. 高い
- 3. 普通
- 4. 低い
- 5. 非常に低い
- 6. わからない



問2

あなたにとって、県外や世界に誇れる「石川の文化」とはどのようなものですか。次の中から3つまで選んでください。

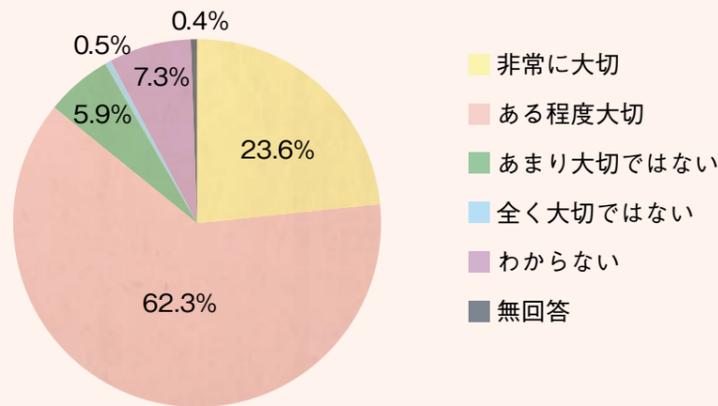
1. 伝統芸能（例：能楽、邦楽、日本舞踊など）
2. 伝統工芸（例：九谷焼、加賀友禅、輪島塗など）
3. 芸術（例：文学、音楽、美術、演劇など）
4. 生活文化（例：茶道、華道、書道など）
5. 地域文化（例：地域に受け継がれている祭り・年中行事・民謡など）
6. 歴史的な建物や遺跡（例：建造物、遺跡、名勝地などの文化財、歴史的街並みなど）
7. 里山里海の景観・文化
8. 食文化（例：加賀料理、発酵食（いしり、糠漬け、かぶら寿司）など）
9. 芸能（注：伝統芸能を除く）（例：落語、浪曲、漫才など）
10. メディア芸術（例：映画、マンガ、アニメーションなど）
11. その他



問3

あなたは、日常生活の中で、優れた文化芸術体験をしたり、自ら文化芸術活動を行ったりすることについて、どのように思いますか。次の中から1つ選んでください。

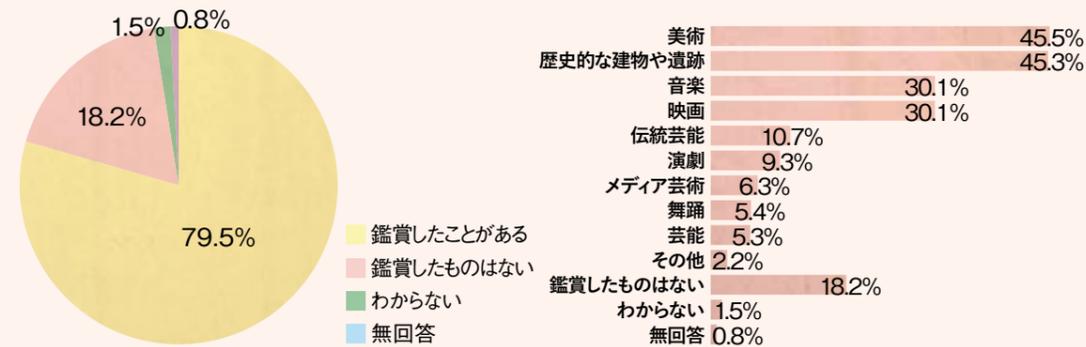
- 1. 非常に大切
- 2. ある程度大切
- 3. あまり大切ではない
- 4. 全く大切ではない
- 5. わからない



問4

あなたが、この1年間に、ホール・劇場、映画館、美術館・博物館などに出向いて直接鑑賞した文化芸術は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

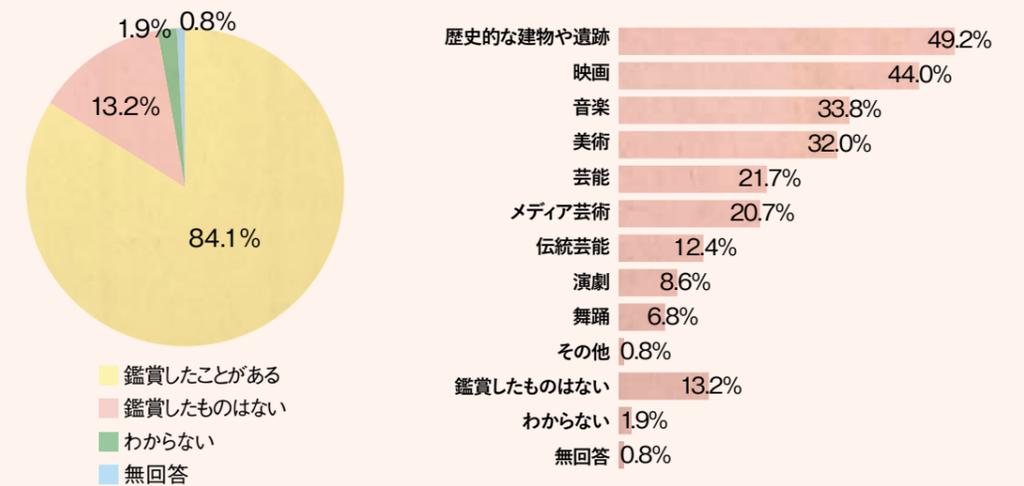
- 1. 伝統芸能 (例：能楽、邦楽、日本舞踊など)
- 2. 音楽 (例：オーケストラ、合唱、吹奏楽など)
- 3. 美術 (例：絵画、工芸、書、写真など)
- 4. 演劇 (例：現代演劇、人形劇、ミュージカルなど)
- 5. 舞踊 (注：伝統芸能を除く) (例：バレエ、ダンスなど)
- 6. 歴史的な建物や遺跡 (例：建造物、遺跡、名勝地などの文化財、歴史的街並みなど)
- 7. 芸能 (注：伝統芸能を除く) (例：落語、浪曲、漫才など)
- 8. 映画 (注：アニメーションを除く)
- 9. メディア芸術 (例：アニメーション、マンガなど)
- 10. 鑑賞したものはなし
- 11. その他
- 12. わからない



問5

あなたが、この1年間に、テレビ、ラジオ、CD・DVD、インターネットなどにより鑑賞した文化芸術は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1. 伝統芸能 (例：能楽、邦楽、日本舞踊など)
- 2. 音楽 (例：オーケストラ、合唱、吹奏楽など)
- 3. 美術 (例：絵画、工芸、書、写真など)
- 4. 演劇 (例：現代演劇、人形劇、ミュージカルなど)
- 5. 舞踊 (注：伝統芸能を除く) (例：バレエ、ダンスなど)
- 6. 歴史的な建物や遺跡 (例：建造物、遺跡、名勝地などの文化財、歴史的街並みなど)
- 7. 芸能 (注：伝統芸能を除く) (例：落語、浪曲、漫才など)
- 8. 映画 (注：アニメーションを除く)
- 9. メディア芸術 (例：アニメーション、マンガなど)
- 10. 鑑賞したものはなし
- 11. その他
- 12. わからない



問6

あなたは、この1年間に、鑑賞を除いて、自分で創作・参加したり、文化芸術体験を支援する文化ボランティアの活動を行ったりするなど、文化芸術に関わる活動をしたことはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 文学、音楽、美術、演劇、舞踊、映画などの創作・参加
2. 音楽、舞踊、華道、茶道、書道などの習い事
3. 地域の芸能や祭りへの参加
4. 子供の文化芸術体験のための支援活動（ボランティア）
5. 文化施設（ホール・劇場、美術館・博物館等）における支援活動（ボランティア）
6. 文化的行事（音楽祭、演劇祭、映画祭など）の開催のための支援活動（ボランティア）
7. 歴史的な建物や遺跡などを保存・活用するための支援活動（ボランティア）
8. 特に行ったことはない
9. その他
10. わからない



問7.1

文化鑑賞を行う上で、支障となっているのはどんなことだと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 文化に関する情報が少ない
2. 出かけたと思う催しが身近にない
3. 費用がかかりすぎる
4. 忙しくて時間がとれない
5. いっしょに楽しむ仲間がない
6. 他にもっとやりたいことがある
7. 特に支障はないが、興味がない
8. その他
9. わからない



問7.2

文化活動を行う上で、支障となっているのはどんなことだと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

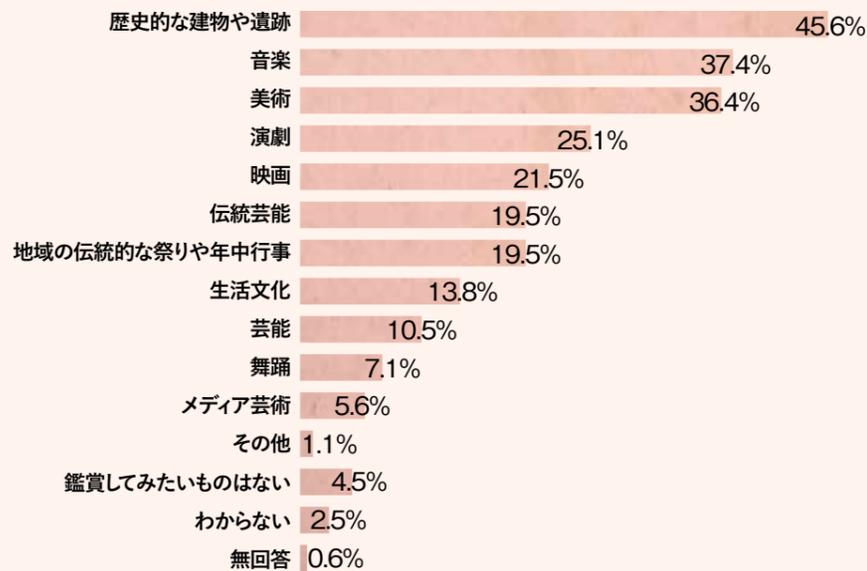
1. 文化に関する情報が少ない
2. 参加したい活動が身近にない
3. 指導してくれる人が見当たらない
4. 発表する施設や機会が少ない
5. 活動・練習するための場所・施設がない
6. 費用がかかりすぎる
7. 忙しくて時間がとれない
8. いっしょに楽しむ仲間がない
9. 他にもっとやりたいことがある
10. 特に支障はないが、興味がない
11. その他
12. わからない



問8

あなたが、今後鑑賞してみたい分野は何ですか。次の中から、3つまで選んでください。

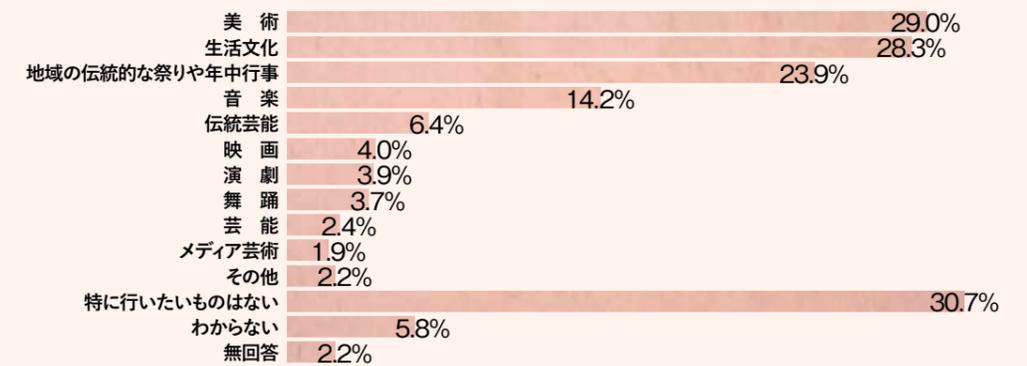
1. 伝統芸能（例：能楽、邦楽、日本舞踊など）
2. 音楽（例：オーケストラ、合唱、吹奏楽など）
3. 美術（例：絵画、工芸、写真など）
4. 演劇（例：現代演劇、人形劇、ミュージカルなど）
5. 舞踊（注：伝統芸能を除く）（例：バレエ、ダンスなど）
6. 歴史的な建物や遺跡（例：建造物、遺跡、名勝地などの文化財、歴史的街並みなど）
7. 生活文化（例：茶道、華道、書道など）
8. 地域の伝統的な祭りや年中行事
9. 芸能（注：伝統芸能を除く）（例：落語、浪曲、漫才など）
10. 映画（注：アニメーションを除く）
11. メディア芸術（例：アニメーション、マンガなど）
12. 鑑賞してみたいものはない
13. その他
14. わからない



問9

あなたが、今後、自分で創作・参加など活動してみたい分野は何ですか。次の中から、3つまで選んでください。

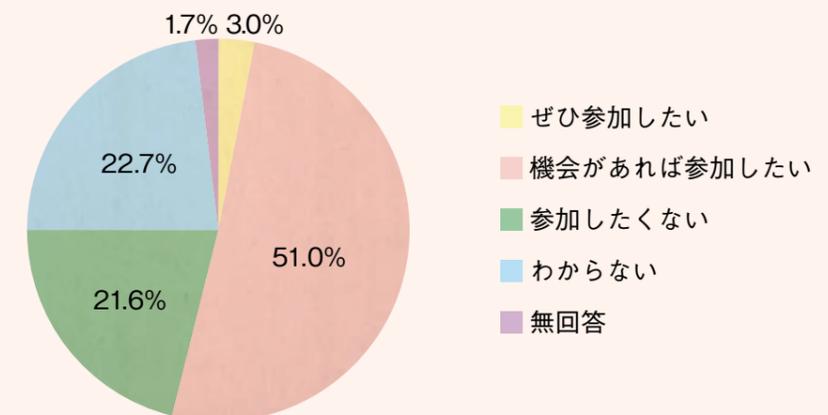
1. 伝統芸能（例：能楽、邦楽、日本舞踊など）
2. 音楽（例：オーケストラ、合唱、吹奏楽など）
3. 美術（例：絵画、工芸、写真など）
4. 演劇（例：現代演劇、人形劇、ミュージカルなど）
5. 舞踊（注：伝統芸能を除く）（例：バレエ、ダンスなど）
6. 生活文化（例：茶道、華道、書道など）
7. 地域の伝統的な祭りや年中行事
8. 芸能（注：伝統芸能を除く）（例：落語、浪曲、漫才など）
9. 映画（注：アニメーションを除く）
10. メディア芸術（例：アニメーション、マンガなど）
11. 特に行いたいものはない
12. その他
13. わからない



問10

あなたは今後、文化関係のボランティア活動に参加したいと思いますか。次の中から1つ選んでください。

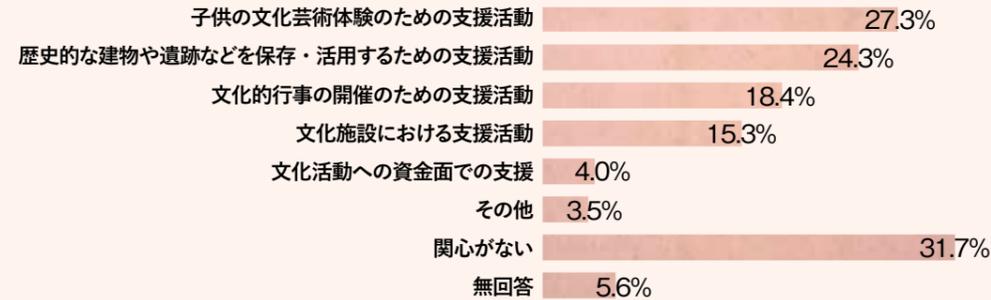
1. ぜひ参加したい
2. 機会があれば参加したい
3. 参加したくない
4. わからない



問11

あなたが、今後したいと思うボランティア活動は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

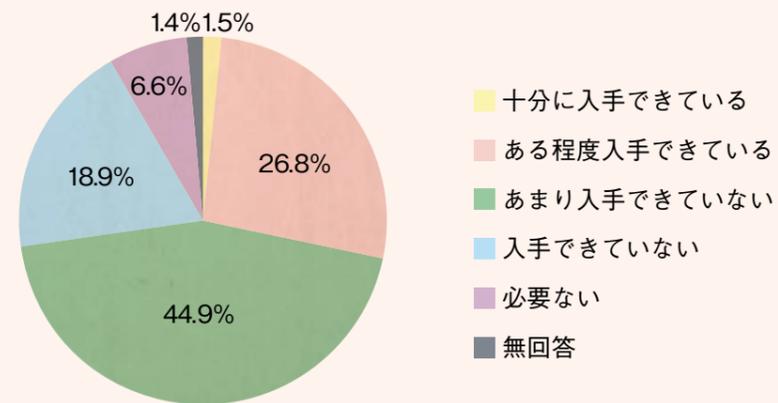
1. 子供の文化芸術体験のための支援活動
2. 文化施設（ホール・劇場、美術館・博物館等）における支援活動
3. 文化的行事（音楽祭、演劇祭、映画祭など）の開催のための支援活動
4. 歴史的な建物や遺跡などを保存・活用するための支援活動
5. 文化活動への資金面での支援
6. その他
7. 関心がない



問12

あなたは、文化情報を身近に入手できていると思いますか。次の中から1つ選んでください。

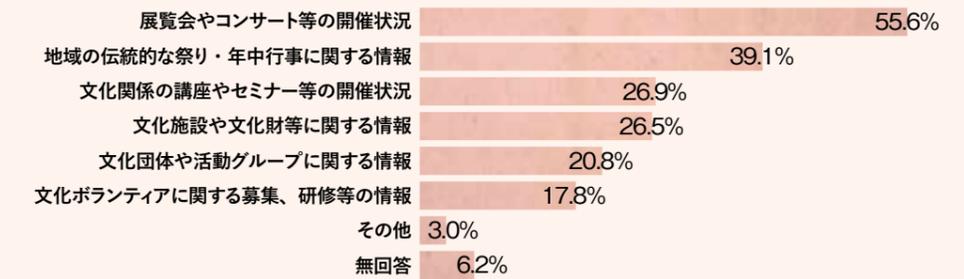
1. 十分に入手できている
2. ある程度入手できている
3. あまり入手できていない
4. 入手できていない
5. 必要ない



問13

あなたはどのような文化情報があればいいと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

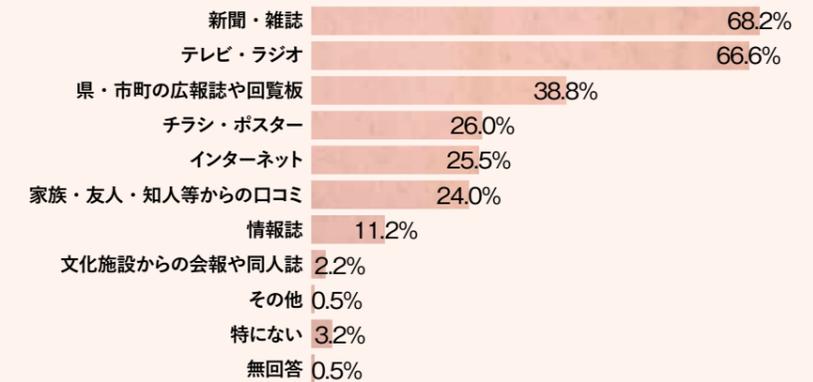
1. 展覧会やコンサート等の開催状況
2. 文化関係の講座やセミナー等の開催状況
3. 文化団体や活動グループに関する情報
4. 文化施設や文化財等に関する情報
5. 地域の伝統的な祭り・年中行事に関する情報
6. 文化ボランティアに関する募集、研修等の情報
7. その他



問14

あなたは、文化情報を主にどのようなものから入手していますか。次の中から3つまで選んでください。

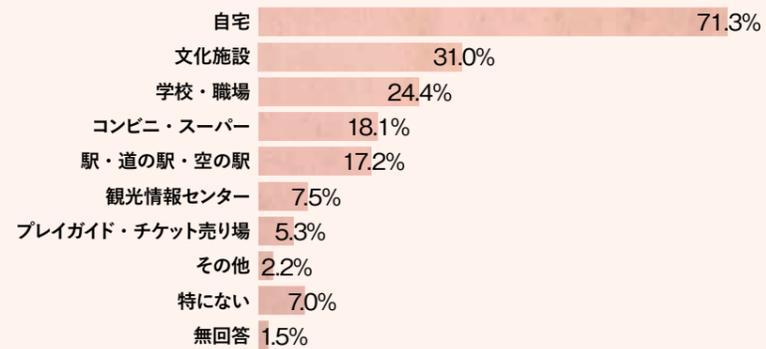
1. テレビ・ラジオ
2. 新聞・雑誌
3. インターネット（パソコン・携帯電話等）
4. チラシ・ポスター
5. 県・市町の広報誌や回覧板
6. 情報紙（フリーペーパー等）
7. 文化施設からの会報や同人誌
8. 家族・友人・知人等からの口コミ
9. その他
10. 特にない



問15

あなたは、文化情報を主にどこで入手していますか。次の中から3つまで選んでください。

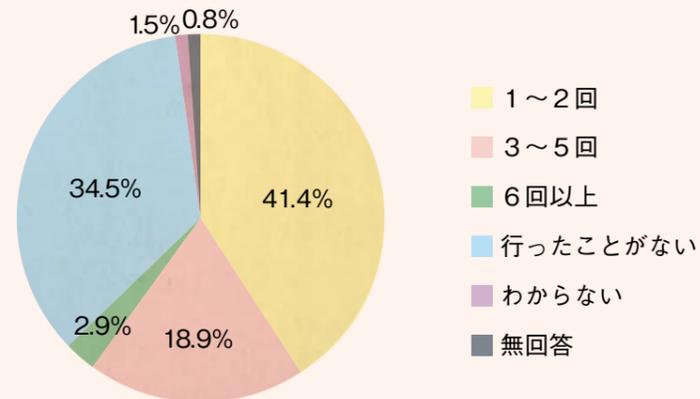
- 1. 自宅
- 2. 学校・職場
- 3. 文化施設（公民館、図書館を含む）
- 4. 駅・道の駅・空の駅
- 5. 観光情報センター
- 6. プレイガイド・チケット売り場
- 7. コンビニ・スーパー
- 8. その他
- 9. 特にない



問16

あなたは、この1年間で、美術館・博物館に何回くらい行きましたか。次の中から1つ選んでください。

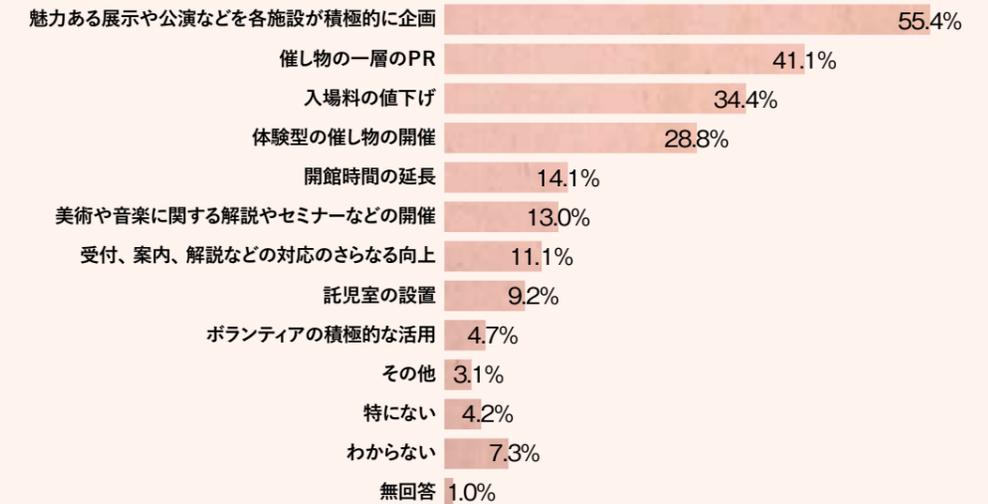
- 1. 1～2回
- 2. 3～5回
- 3. 6回以上
- 4. 行ったことがない
- 5. わからない



問17

今後、石川の文化施設（ホール・劇場、美術館・博物館等）をもっと魅力的にするためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

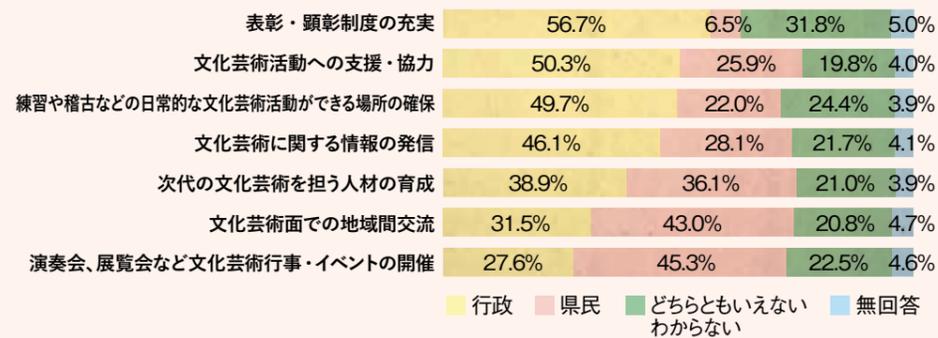
- 1. 魅力ある展示や公演などを各施設が積極的に企画
- 2. 体験型の催し物の開催
- 3. 美術や音楽に関する解説やセミナーなどの開催
- 4. 催し物の一層のPR
- 5. ボランティアの積極的な活用
- 6. 受付、案内、解説などの対応のさらなる向上
- 7. 入場料の値下げ
- 8. 開館時間の延長
- 9. 託児室の設置
- 10. その他
- 11. 特にない
- 12. わからない



問18

あなたは、本県の文化芸術をもっと活発にするため、行政（県、市町）と、県民（企業、文化団体、NPOなどを含む）が、どんな役割を分担するべきだと思いますか。次の項目それぞれについて、主にその役割を担うのが適当と思うものに、1つずつ○をつけてください。

	行政 (県・市町)	県民 (企業、文化団体、NPOなどを含む)	どちらともいえない わからない
文化芸術に関する情報の発信	1	2	3
次代の文化芸術を担う人材の育成	1	2	3
演奏会、展覧会など文化芸術行事・イベントの開催	1	2	3
文化芸術活動への支援・協力	1	2	3
文化芸術面での地域間交流	1	2	3
表彰・顕彰制度の充実	1	2	3
練習や稽古などの日常的な文化芸術活動ができる場所の確保	1	2	3



問19

本県の文化芸術の活性化のために、「県民」に期待される役割は何だと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

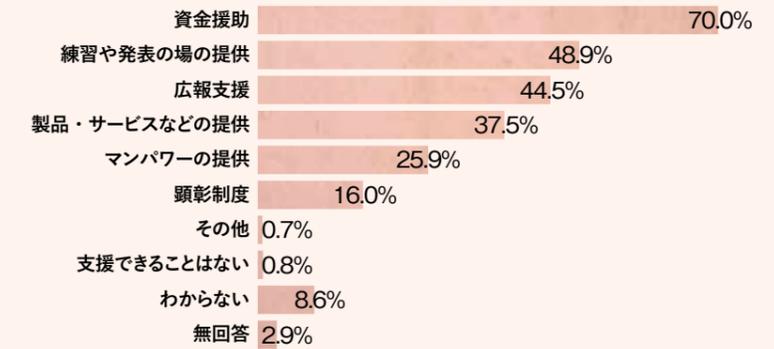
- 文化活動（音楽、美術、演劇などの鑑賞・活動）への参加
- 自らが次代の文化芸術の担い手となる
- 地域文化（地域に受け継がれている祭り・年中行事・民謡など）への参加
- 文化活動へのボランティア等としての参加
- 文化活動への資金面の支援（寄付など）
- 情報発信
- その他
- わからない



問20

本県の文化芸術の活性化のために、「企業」に期待する役割は何だと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

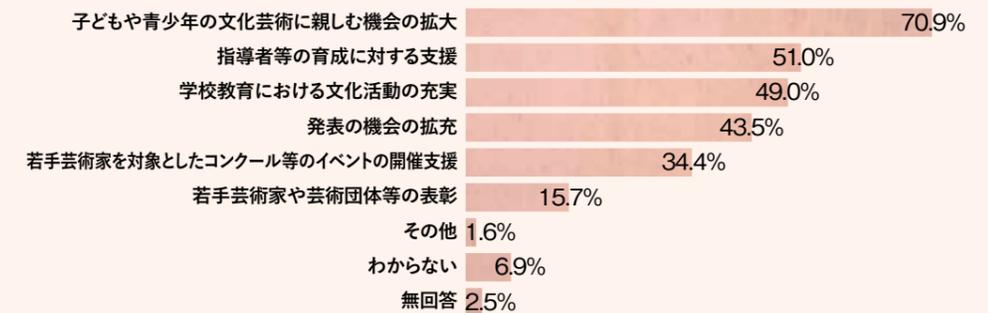
- 資金援助（寄付など）
- 製品・サービスなどの提供
- 広報支援（広報誌やインターネットでの紹介など）
- 練習や発表の場の提供（会議室・体育館・ロビーなどの施設の提供）
- マンパワーの提供（社員による文化活動への参加・支援）
- 顕彰制度（音楽コンクール、美術賞、文学賞など）
- 支援できることはない
- その他
- わからない



問21

文化芸術を担う人材の育成のためには、何が必要だと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 発表の機会の拡充
- 子どもや青少年の文化芸術に親しむ機会の拡大
- 学校教育における文化活動の充実
- 若手芸術家を対象としたコンクール等のイベントの開催支援
- 若手芸術家や芸術団体等の表彰
- 指導者等の育成に対する支援
- その他
- わからない



問22

「石川の文化」をさらに振興していくためにどのようなことが大事だと思いますか。次の中から、3つまで選んで○をつけてください。

1. 伝統芸能などを継承・活用する
2. 古い街並みや建物、文化財を保存・活用する
3. 地域に根ざした伝統行事、祭りなどを活用した取組を実施・支援する
4. 美術館などでの魅力ある展示や企画を開催する
5. 文化ボランティアの養成・活躍の場の提供を促進する
6. 文化芸術に関する情報の発信を強化する
7. 文化芸術に関する国際交流や地域間交流を促進する
8. 顕彰制度を充実する
9. 文化を担う人材を育成・支援する
10. 文化芸術団体を育成・支援する
11. 高齢者・障害者などの文化芸術活動を充実する
12. 練習などの活動ができる場を確保する
13. 民間資金による支援、企業メセナ活動を啓発する
14. 多様な主体（県民、企業、文化施設、芸術文化団体、学校、行政など）が連携する
15. 文化施設等を活用したまちづくりをする
16. 産業や観光と連携した取組を充実する
17. その他

